一　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター
二　登録海技免状失効再交付講習事務を行う事務所の名称
（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階
（変更後）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社　日本海洋資格センター　北海道事務所　北海道函館市新川町四番地三号　新川町ビル二階
三　変更年月日　令和八年五月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十七日　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター
二　登録海技免許講習事務を行う事務所の名称
（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社　日本海洋資格センター　北海道事務所　北海道函館市新川町四番地三号　新川町ビル二階
三　変更年月日　令和八年五月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十七日　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター
二　登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称
（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階
（変更後）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地